

会 議 録

◇事務局

子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第4期第4回豊島区子どもの権利委員会
事務局(担当課)		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和6年9月27日(金) 午前10時00分～12時00分
開催場所		区役所本庁舎9階 第1委員会室
議 題		1. 開会 2. 議事 (1)「現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について」について (2)「新たな計画の第3章 施策の方向」について (3)「新たな計画の『子ども版』の作成について」について 3. 報告事項 『としま子どもの権利相談室』令和5年度活動報告書について 4. 閉会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	森田 明美、内田 塔子、高田 慶子、佐藤 妙子、比金 敏彦、 飯塚 昇、上野 大典、北條 直子、大伍 将史
	関係理事者	子ども家庭部長、児童相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、 児童相談課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、指導課長、放課後対策課長、 教育センター所長
	事務局	子ども若者課長、子ども若者課
提出された 資料等		資料1 子どもの権利保障に関する施策の調査 資料2 新たな計画の検討資料 資料3 新たな計画の「子ども版」の作成について 参考資料 権利委員会委員の皆様からいただいたご意見 「としま子どもの権利相談室」令和5年度活動報告書

審 議 経 過

1. 開会

2. 議事（1）「現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について」

会長 それでは、議事の（1）「現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証」について、前回は「（1）子どもの権利に関する理解促進」「（2）子どもの意見表明・参加の促進」の子どもの権利保障に関する取り組みについて見ていきましたが、今日はその続きとなる「（3）子どもの居場所・活動の充実」「（4）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」について見ていきたいと思えます。

 まず「（3）子どもの居場所・活動の充実」について、ご意見等ございましたらよろしく願います。

会長 充実ということで、新しいものというよりは、今あるものを量的・機能的に増やしたり補強したりすることになりますが、実践して感じたことなどがあればお話いただければと思えます。私が東日本大震災から10年余り、岩手県の山田町で地元の方たちと一緒に中高生の居場所を開設していたのですが、その10年目がコロナの時期と重なったためにきちんとした振り返りなどができずに終わってしまったので、今回関係者の方々に集まってもらって行ってきました。当時利用していた子ども達は今20代、30代になっています。いろいろな話をしてきた中で、子ども達の話の聞くということがこんなにも大事だったのだなと思ったことがあったので、ご紹介します。

 中高生の居場所といっても、私達は「軽食付き自習室」という呼び方をしていました。やはり、居場所という概念は非常に最近のものであって、子ども達はどのような経緯でこの自習室に来たのかを尋ねると、当時の子ども達は居場所という意識で来ていたのではないことがわかりました。小学校中学校では給食がなく、災害時のお弁当ですからたくさんは持って来られません。帰り道に、もう少し一緒に友達と話したいな、自分の時間を持ちたいなというときにその自習室に来るのですが、そこでは地元の方がおかえりと迎えてくれて、トーストに好きなものを塗って出してくれるんです。ピークの時期には100人を超える子が来て、大賑わいでした。どうやってお友達を誘って来たのか尋ねると、無料で食べることができて誰にも何も言われず話ができる場所があるよと言って一緒に来たと言いました。それでは、ここに来ていることを親にはどう説明しているのかを尋ねると、勉強をする場所が欲しいと言って来たのだそうです。親も、仮設住宅ですし復旧のために日々忙しいので、子どもにそう言われれば送り出してくれるわけです。居場所の概念って大人がまとめてしまうけれども、実は子ども達にとってみると、機能や要素によって使い分けて選んでいるのだなと思えました。まだ子ども食堂や学習支援など無い時代、自分の生活の中で不足していたり、足したいなと思うものを探っていくんだということがわかり、「軽食付き自習室」というのもけっこう当たりだったのだなと思えました。

委員 身の回りにある例であれば、ジャンプ長崎を利用した子に話を聞いてみましたが、Wi-Fiがあり、お味噌汁が飲み放題だったと言っていました。学校が終わってから家に帰って来るまでの時間、たとえば部活が無い子などには居場所が必要で、きょうだいが多ければケンカになった

りすることもありますし、場所があるということがありがたいですね。

委員 子どもの居場所サミットというのが西池袋中学校で開かれまして、昨年できた「にしまる一む」を開いて、他区でも同じような取組みの報告がありました。ただ、特定の学校の、その生徒しか使えない仕組みで、学校には来られるけれど教室には行けないという子の居場所です。午前中の授業のある時間は少ししか来ていませんが、午後は誰でも来ていいよということで、放課後になるとたくさんの子が来ています。学校に来られる子はまだいいですが、学校に来ることができない子がどうしたら安心して家から出て来られる場所を作れるか、そして何かが起こったら誰が責任を取るかということが課題です。にしまる一むは西池袋中学校にあります。運営は学校ではありません。いまのところ事例はありませんが、ケンカをして怪我をしたとか、そういうことがあったときには心配だよねという話が出ていました。

委員 小学校の状況ですが、スキップを中心とした放課後の子どもの居場所に関しては充実している印象を持っています。校庭開放とスキップ、コロナ明けは放課後子ども教室も数が戻ってきて、活動に参加する機会があると思います。ただ、特定の小学校ではスキップの利用申し込みをする新生児が100人以上いる状況が数年続いていて、スキップのスペースが一杯です。改築や別棟の建設など、贅沢かもしれませんが、子ども達がぎゅうぎゅうな場所で過ごすのではなくて、徐々にスペースを広げて過ごせる状況になればいいなと思っています。スキップに行く子もいるし、公園に行く子もいて、それぞれの場所が子どもにとっての拠点になっているようです。屋外で遊べるスペースとともに、建物がありそこで宿題ができる公園もあるので、公園の整備もそうですが、屋内の整備もしてもらえたらと思います。

委員 子どもが教室で見せる顔と放課後のスキップで見せる顔は違うので、スキップをやらしてもらえるのはとても学校としてはありがたいです。本校では3部屋使っていますが、いっぱいなので、おやつを食べるときは家庭科室、雨で校庭を使えないときは体育館と、いろいろな部屋を少しずつ広げて使っています。場所を提供し連携をするところまではできるけれども、手伝うところまではなかなかできないのが現状です。利用できる教室の数には制限があるので、何かうまくできる方法は無いかと考えているところです。

委員 児童館があったころはそこが子どもの遊び場だったけれど、それがなくなり学童もなくなったのでスキップがいまその役割を担っていますが、本当に子どもが多くその一方で指導員が少なく、学校の職員を頼るのはもちろん論外です。他区では、児童館を閉鎖したけれど結局もう一度建てることにするという例もあります。タワーマンションもでき、子どもの数は増えます。豊島区も喫緊の課題としてこれをやらないといけない時期ではないでしょうか。また、学校を借りるとかの場当たりのものではなく、専門の場所を作って欲しいと思います。ジャンプもいま2か所しかありませんが、子ども達からはもっとあるといいなという声も聞こえてきています。

委員 高学年の子では、スキップに行かず、区民ひろばに行く子もいるようです。

委員 この夏に聞いた話ですが、幼児を連れて図書館に行ったけれど、親が本を選んでいる間に子どもを安全に預けられる場所がなかったので親だけで行くようにしているそうです。まず、ミルクを飲ませる場所が無いと言われたとのこと。それを聞いて、幼児期から安全に遊べる居

場所が必要だと思いました。保育園や幼稚園以外のところで、お父さんやお母さんではない大人が見守ったり絵本を読んであげたりする場所を、図書館など区の施設の敷地があるのならばうまく利用することはできないでしょうか。

委員 豊島区もいろいろやっていると実感していますが、子どもが増えると居場所が少なくなるとか、今年の夏はとくに外で遊べないくらい暑かったとか、指導員さんの数が少ないとか、それぞれにいろいろな問題を抱えていて、理想を言うときりがありませんから、今の状態で何が必要なのかを逐一見直しながら前に進むことが子ども達へのよりよい対応になると思います。今は子ども達にフォーカスが当たっている時代なので、子どもも大事ですが、他の年代もたくさんいる環境なので、区分けをせずに多世代で過ごす場所も、子どもにとっては学びの場所になるのではないかと思います。人が足りない、スペースがないということなので、それを解決できるような、他の地区での取組み等も受け入れて勉強したいと思います。

委員 多世代の居場所は、区民ひろばがその役割を担っているように思います。高齢者のほうが多く、子どもを連れてお母さんはすみっこにいるようなところもあれば、その逆のところもあります。建て替えが進められていますが、なるべく広くスペースをとってほしいです。これまでは区民ひろばは高齢者向けという傾向があったかもしれませんが、誰でも来ていいんだよということが広まればいいですね。

委員 委員の皆さんのご意見や気づいていることが、行政の自己評価の中にどれだけ反映されているのかが気になりました。これらのことは、次年度の課題として書き込まれていないといけないと思いますが、それぞれ委員から出た意見は計画の中のどの事業に該当するか、今一度確認してほしいと思います。行政のほうから見て、区民がこれは改善が必要だと感じている点が汲み取られていないのではないかと思います。報告書をあらためて確認する必要があります。

また、もっと評価をしようという観点からは、11番の中高生センターの運営の評価項目(2)「事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか」では、「…中高生の意見を活用しています。」とありますが、もっと詳細が書いてあっても良いと思いました。

17番の公園・児童遊園新設改良事業でも同じく(2)のところを読むと「設計検討の材料の一つとして活用しています。」とありますが、子どもに定期的なヒヤリングやアンケートをする必要があります。そうなところでも、その体制ができていないのではと感じます。所管により取組みの温度差もあるかと思いますが、全体として進めて行くためにも、利用者である子ども、保護者、高齢者、区民の意見を反映して事業を推進していただきたいということを権利委員会から意見出しをする必要もあるでしょうし、中心となっている所管の方々が子どもの権利の視点から他の部署に求めていくことも重要かと感じました。

全体的なことでは、6つの評価項目について書くときに、次年度に向けてどういう課題があるのかを加えると、次年度になってからそれを実行できているかという連続性ができ、より改善に繋がると思うので、この点を課題として、各所管がどう感じているのかを書いたほうがよいのではないのでしょうか。

会長

子どもの権利委員会として評価検証が大きな役割があります。子どもの権利委員会側での評価検証と同時に団体での自主的な評価検証していくことも重要です。そこに対する働きかけをしていきたい。量だけではなく質の変化、課題認識、実現の方向性・程度をどこまで達成できるのか、自己評価頂いた内容だと思っています。この自己評価に対しての評価の仕方としては、このようになり組み、活動を伝えるのに重要なこととして、具体的にPDCAサイクルを作りだしていくこともこの委員会での役割だと思っています。目標Iの中でこういう書き方で終わりなのか、自主的な質の担保のようなもの、どのように豊島区の事業の中で保証してもらえようかな仕組みになるか、重要なことだと思います。豊島区は消滅可能性都市として厳しい状況の中、ここ10年の間必死になり取り組みを続けてきました。その取り組みが総合計画の20ページの出生数増に表れています。21世紀初めのころは日本全体で学童保育を学校の中に入れ込んでいく政策を盛んに取っていた時代です。そうすると子どもが増えると学校に入れること自体ができなくなります。その地域の子どもの多いということは学校の子どもたちが多く、放課後の子どもたちが多いということになります。学校自体がパンクしてしまうことが目に見えています。子ども、若者たちが賑やかに生活し、少子化を克服、継続していくことがいかに大事か、そのような時期に入っています。子どもが学齢期になり、状況が悪化すると子育てしにくい、子育てをやめて負の循環になります。私たちは子どもの権利をどう担保するか、子どもが増えて賑やかになり、楽しく過ごせる自治体にするか、問われています。この子供が増えた実績を他の自治体は全く享受できていない事実があります。この事実を大事にしながら、どう次のステージに乗せていくか、大きい課題です。もう一つ課題として、学校教育と福祉の分野は少し協力してきているかもしれないが、子どもたちが暮らすのは地域になるので、区民ひろばや図書館、公園、生活を豊かにしていく場所を保障、作っていくことが必要です。ある自治体の話ですが、30年前ほど図書館の中に子ども、子育ての居場所を作ろうとして反対されたが、ここ最近再編成された経緯があり、今では人気の場所になっています。図書館のような共通の場所を利用するのは重要なことです。そこで問題なのが、その施設の運営委員会に若者や子供たち、子育て世代の意見が反映されず、大人の意見が通ってしまう。行政の思いと運営委員会の意見が繋がっていきません。多世代多文化の視点が必要で、多様な人たちが交流しあっていくことが必要です。他の自治体では若者の勉強意欲に対して居場所を提供するような取り組みを進めている。使えるところは使い、若者たちが家だけではなく街に出てくるような街づくりが今後重要だと思う。高齢者と子育て世代はうまくいくところもある。そこのマッチングも含めて検討していかないと、子ども若者子育て世代が関わっていき、自分らしい居場所にすることは難しい。そこを目標の中にキーワードとして書き込むことが重要かと思いました。また、全体として危機に対する配慮が必要です。子どもには徹底した保護は保障しながら、参加を促すことは大人たちの責務です。災害時の子どもの保護、居場所についてもどこかに記載があればいいと思う。これはどこの自治体でも喫緊の課題になっており、豊島区のような都市部では特に重要で計画に盛り込む必要があると思いました。

子ども家庭部長　ご意見ありがとうございます。まず図書館ですが、いま千早図書館の建て替え計画を作っています。図書館の見直しをして、これからは地域コミュニティの拠点にするためです。区民ひろばは、今は17時までしかやっていませんが、高齢の方ですと15時くらいにはお帰りになることが多いです。もう少し開館時間を延ばせば中高生が使えるようになるとのことで、検討されています。再開発については都市整備部と情報共有しています。すぐに整備が必要なのは

保育園です。子どもが増えた分は対応できる予定です。子どもが増えてからではなく、事前に対応する形で項目の整理は事務局で精査します。

委員 図書館も区民ひろばも良くなっていくのならば、評価項目にもその旨が書ける場所を設けていただきたいですね。区民ひろばの運営主体が区から NPO に移っているところがありますが、そういうところの運営の評価はできないのでしょうか？

子ども家庭部長 NPO によってはですが、運営の継続がきびしいところもあり、そういった場合には例えば区の直営に戻すなどの方法も検討しております。運営は続けたいけれども行政の力を借りたいというところには支援をするといった方向性も含めて、新区民ひろば構想を策定する予定です。

放課後対策課長 スキップについては、平成 16 年から順次児童館からの移行を行いました。理由としては、学校とスキップの両方でお子さんを見守っていこうということで、教育委員会に移管もしました。確かに一斉下校の時間などは本当に子どもがいっぱいです。場所については、日常で使用するコア、セカンドスペースに続き、サードスペースとして家庭科室、体育館、教室を使って効率的にできないかと、各学校を回って調査して改善を図っているところです。職員体制についても、区の内外の大学や専門学校、PTA にも回り、人員確保を図っています。

会長 続きまして、「(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」について、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。ちょうど、子どもの権利相談室の活動報告書が出てきていますが、どなたかご参加された方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

委員 はい。丁寧にご説明いただき、講演のほうも、講師の先生が難しい話もしながら丁寧にお話くださいました。事例もいくつかご紹介ありましたが、個人情報関係や、まだ公表できない内容もあるかと思えます。開設して間もないですが、軌道に乗ってきたのでこれからの展開を期待したいというのが一つと、あと、やはり外国籍のお子さん達への対応も考えなければいけないと感じます。お子さんもそうですし、お子さんをフォローする保護者の方にも、対面、電話、文書、それぞれの場面で言葉が通じる、通じないといった言語の問題があります。その点をいかに展開していくかが課題だと思います。

委員 前期の権利委員会でも検討を重ね、権利相談室ができてよかったなと思いましたが、一番最初に心配したのは、遠いですし、スペースが小さいので、実際に子どもが相談室まで来るだろうかということでした。直接来るのはやはり大変みたいですが、電話で相談をしてやって来てそこでくつろいでいく子どもがいるのがわかり、よかったな、というのがまず一番です。講師の先生のお話で印象に残ったのは、子ども達の意見や悩みを聞く中で、私達大人の持っている規範意識や組織を変えていくような力にしていけないと、やはり意見や悩みを聞いただけでは活かされないということでした。大人達がそういうふうにつまえていけると、いつまでも子どもの権利は大事にされないなと感じました。

会長 相談救済というのは、ある種、提言をしたら次にどうなるかということかと思えますけれど、たとえば教育センターで、子どもの居場所にはなるかもしれないけれど相談するときはどこでやるのかなとかという話をさせていただいたら、教育センターの方で相談があるときには受け

られるよういち早く動いてくれたということがありました。本当に良かったと思いました。教育センターは建物自体としては広いわけですから、様々な形の連携ができれば、子どもたちにとって価値のある場所になっていくのかなと感じました。

権利擁護というのは、基本的には相談を受けると同時に、そこから出てくる課題等についての様々な調整、あるいはそれに対する提案ができなければ、子ども達の問題の解決に繋がっていきません。虐待防止やいじめの防止、これに関連して不登校の問題もありますが、今の制度の中ですべての子どもに対応するのは難しいと思います。ご意見いかがでしょうか。

委員 児童虐待防止、いじめ防止よりも、中期的、長期的な視点としては、早期にこれらを発見したときの加害者とその親へのケアが大事だと思いました。日本では被害者のほうに注目が集まりますが、アメリカではむしろ加害者のほうに心配が集まります。何らかの問題を抱えているからです。まずは行動している人自体を理解していかないと、根本的な解決にならないのです。その観点からですと、早期解決も重要である一方で、加害者側への調査やケアを行うことを事業に盛り込んだらいいのではないかと思います。

会長 家族の関係がいったんうまくいかなかったところから再構築することの支援には、児童相談所や子ども家庭支援センターが大きな役割を担っていますが、やはり簡単なことではないので、長く伴走していく仕組みをどう作るかだと思うのです。これからの事業計画で作られていくかと思いますが、子どもの権利の視点での家族の再構築は難しいので、我々もそこをどう評価することになるかですね。

委員 以前、埼玉県で家庭児童委員をしていた頃の話ですが、隣同士のつながりが高いため、隣の子どもがベランダで夜中に泣いているとすぐ通報され、翌日には保護者を訪ねてどうしたのか事情を聴くほか、私のような委員が何度も家庭に足を運び、家庭の様子を見ていました。こういうことをやったらそれは虐待です、こういう言葉をかけたならそれは虐待ですと言うこともある程度は必要ですが、虐待なのか判断する前に、保護者の声や悩みを聞いて、そこから良い方向へ向かっていく組織が必要なのではないかなと感じました。大きなマンションができて、こういったことができるように拡げて取り組むところはないだろうか、自分はどのようにしていったらいいのだろうかと考えています。

委員 児童虐待防止対策委員を長く勤めていますが、虐待が起こった時に対処するのは当たり前で、いかに防止するかに重点を置いています。とくに豊島区で虐待の対象になるのは、乳幼児です。32番のこんにちは赤ちゃん事業で、私はどうやって子育てすればいいのかわからない、自分が虐待を承けたので、自分の子どもをどうやって愛するのかわからない、そういうお母さんがいます。孤立しないように援助する効果があがっているのかはこれからですが、虐待の通報件数は年々上がっています。虐待の認識が行き渡ってきた証拠です。愛し方がわからないということは、先程お話があったように、虐待をした親のケアが必要なのです。「虐待をやりました」という親はいないと思います。親のケアをする例はやはり日本にはあまりないようで、外国の例を参考にすることになるのでしょうか。

委員 先ほどの子どもの居場所の項目でのお話と重複しますが、29番の子ども虐待防止ネットワークの(6)「事業に参加した周りの大人(保護者等)の反応はどうだったか」。この記述は大事だと

思いました。あらためて、次年度の課題を書く項目を設けることを提案したいです。他にも、委託事業者の評価ができるかどうかということに関して、33番の子育て訪問相談事業の(2)に挙がっている委託事業者の評価をここでできるのであれば、「委託事業者からご意見があった場合は、提供を受け活用しています。」ではちょっと消極的な印象なので、受益者にとってどれだけプラスになっているのか、保護者から意見を聞くことをここに位置付けられないでしょうか。また、(2)を見て、項目と少し内容が違うように思った事業がいくつかあります。たとえば36番のスクールカウンセラー事業では、「一人一人の不安や悩みに対応しています。」とありますが、これはおそらくケースワーカーの話だと思います。ここでの事業の評価は、スクールカウンセラーが子どもたちにとって使いやすいかどうかとか、どのように話が聞かれています、何かそこに課題を感じるかどうかという内容だと思うので、もし修正ができるのであれば修正をした方が項目の趣旨に合った内容になると思います。同様に、37番のスクールソーシャルワーカー活用事業、40番の児童相談所の設置・運営、44番の子どもからの専用電話相談、45番の子ども家庭女性相談事業もそうです。

指導課長 いじめられた子の対応の充実もですが、加害者のバックグラウンドや発達の状況にも目を向けなくてはならないということで、学校だけでなくいろいろな機関と連携した対応を行っています。いじめの問題への対策のガイドラインのようなものを作り、学校だけで抱えないこと、いろいろな要因があり得ることを盛り込んでおります。

会長 6つの評価軸の再精査も大事ですし、質の問題も重要だと思っています。先程家族関係の再構築についてお話しましたが、それに関連して34番の母子一体型ショートケア事業の(2)での「母親からの視点だけでなく子どもの視点でとらえた必要とする支援を優先しています。」という記述がとても良いと思いました。

議事(2)「新たな計画の第3章 施策の方向について」

会長 議事の(2)の「新たな計画の第3章 施策の方向」について、事務局よりご説明願います。

事務局 (資料2説明) 55ページと現行計画54ページを比較、60ページ以降

会長 基本理念の部分ですけれども、権利という文言を削るかどうかについては、条例がどれぐらい浸透しているかということにも関わりますし、権利委員会として、言葉の中にどういうふうな形で自分たちの価値とか方向のようなものを織り込むかを考えることだと思うのですが、いかがでしょうか？

委員 権利というのは、ネガティブな捉え方をすると、与えられているものみたいに捉えられかねないものだと思います。新たな計画案のほうでは、子どもも主体的に参加して意見を聞いてもらえるといったニュアンスを感じられますね。権利という文言が外されることに懸念があるかもしれませんが、個人的には、それほど浸透していないのであれば、文言を外すなら今のうちという考え方はできます。

委員 子どもの権利というところを保護的な内容としてだけ捉えると、その子どもがまちづくりの主体であると位置づけられているとまでは感じられないかもしれません。「ともに作る」と言われた方が、子どもが大人と一緒に話し合いながら作るというイメージがストレートに伝わるのでむしろ良いと思います。子どものことを、次の時代を担うとか次世代とか、将来を意味する言葉として使うことがあります。今を生きることへの踏み込みとして、「宝であるとともに今のまちをともに作るパートナーです」のような言葉を冒頭に入れてバランスを取るのはいかがでしょうか。

委員 「宝」というと、大事に大事にしていくもののイメージですが、そうではなくて、自分で自分の人生を切り開いていく力をつけることこそが今やっぱり一番大事なことだと思います。「自分らしい人生を自分で選ぶ」というのも、何かいくつかある中から選びなさいみたいな感じで、そうではないんじゃないかなって思いました。人生は自分で作り上げていくのだと思うので、少し違うような気がします。

会長 ありがとうございます。それでは、皆さんのご意見を参考にしながら、いったんこれを後で協議して、またご提案できるようにしていきたいと思っておりますので、何かご意見等ありましたらお寄せいただきたいと思っております。

議事（3）「新たな計画の『子ども版』の作成について」

事務局 （資料3説明） 子ども版について何かご意見や気になる点がありましたら、意見票でお知らせいただけましたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長 それでは議事（3）についてのご意見は、事務局の方に直接お寄せいただきたいと思っております。

3. 報告事項 『としま子どもの権利相談室』令和5年度活動報告書』について

会長 当日はどなたがいらっしゃったのですか。

事務局 当日は子ども若者課に係る審議会の委員の方ですとか、民生委員の方青少年育成委員の方など区民の方およそ45名にご参加いただきました。報告書には、開設の昨年9月から3月までの7ヶ月間の活動の状況を記載しております。4月以降も、昨年に引き続き週1回のペースで新しい相談が来ている状況です。1回のやり取りで終わるということではなく、相談者さんですとか、関係機関とのやり取りの中で、複数にわたり調整しながら、子ども自身がどうしたいかということが一番に対応を進めているところです。実際の事例というところで、相談室の調整の概要なども記載しておりますので、ぜひそちらの方もご覧いただければと思います。以上です。

4. 閉会

会長 以上をもちまして、第4期第4回豊島区子どもの権利委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

以上